協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員数の状況
	1.4町一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものと	する。	
 調整の内容	2.職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定	三員管理の適正化を図る	5.
前 整 切 内 谷	3.職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇	の適正化の観点から調	整し、新市において統一を図る。
	4.給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整	Eし、合併後速やかにA	計の格差是正を行う。 される

		説 明 資 料		
	鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		調整方針の
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
(内容は全て平成15年4月1日現在)	(内容は全て平成15年4月1日現在)	(内容は全て平成15年4月1日現在)	(内容は全て平成15年4月1日現在)	職員数については、 4町の現職員数を基本
【職員の定数及び職員数】	【職員の定数及び職員数】	【職員の定数及び職員数】	【職員の定数及び職員数】	に類似団体との均衡を
│ 定数内職員数 │ 事務部局	定数内職員数事務部局 条例定数 実配置	定数内職員数 事務部局 条例定数 実配置	定数内職員数 事務部局 条例定数 実配置	図りながら決定する。
町 長 152名 141名	町 長 92名 85名	町 長 111名 89名	町 長 85名 81名	新市においては、定員
議 会 3名 3名 3名 教育委員会 47名 43名	議 会 2名 2名 教育委員会 14名 13名	議 会 2名 2名 教育委員会 23名 17名	議 会 2名 2名 2名 3 教育委員会 17名 16名	適正化計画を策定し、
■ 教育安員会 4/名 43名 ■ 農業委員会 5名 3名		教育安員会 2.3名 1.7名 農業委員会 2.名 1.名	教育安員会 /名 10名 農業委員会 2名 1名	定員管理の適正化を図
選挙管理委員会 1名 1名	選挙管理委員会 0名 1名(1)	選挙管理委員会 1名 1名(1)	選挙管理委員会 1名 1名(1)	వ 。
<u>監査事務局</u> 0名 1名(1)	<u>監査事務</u> 局 0名 1名(1)	<u>監査事務</u> 局 0名 1名(1)	<u>監査事務</u> 局 1名 1名(1)	
公営企業 8名 6名 				
計 216名 197名	計 110名 102名	計 139名 109名	計 108名 100名	
() 内は兼務 計は兼務を除いた分としています。	()内は兼務 計は兼務を除いた分としています。	()内は兼務 計は兼務を除いた分としています。	()内は兼務 計は兼務を除いた分としています。	

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調 整 の 内 容			

		説 明 資 料			
	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
【職員の職名】 町長事務部局 事務吏員及び技術吏員 主幹、 課長 、局長、参事、室長、園長、 所長、館長、次長、副館長、 課長補佐 、 係長、主席主査、 主査 、 主任、主事 、 技師 、保健婦、保健師、保育士、栄養 士、主事補、技師補	【職員の職名】 町長事務部局 事務吏員及び技術吏員 主幹、課長、所長、局長、事務長、主席参事、主席専門検査員、参事、課 長補佐、局長補佐、室長補佐の職務、主席課長補佐、保育園長、主任専門検査員、次長、看護師長、参事補、専門員、主査、主任、主事、技師、保健師、中級栄養士、中級看護師、中級保育士、歯科衛生士、主事補、技師補、栄養士、看護師、保育士	【職員の職名】 町長事務部局 事務吏員及び技術吏員 主幹、課長、室長、支所長、参事、主 席課長補佐、主席室長補佐、 室長補佐、園長、看護師長、係長、園 長補佐、主査、主任、主任保育士、主 任看護師、主任技師、主任管理栄養士、 相当困難な業務を行う主事、技師、保 健師、看護師、保育士、管理栄養士、主 事、主事補,技師補	【職員の職名】 町長事務部局 事務吏員及び技術吏員 主管、 課長 、室長、支所長、事務長、 事務局長、教育次長、公民館長、 課長 補佐 、主席課長補佐、主席主査、 <u>主査</u> 、 主任、主事、定型的な業務を行う職務	職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新市の組織機構にあわせて統一を図る。	
その他の職員 技能員、庁務員	その他の職員 * 4町共通	その他の職員 技能員、作業員、調理員 は、 太字 表記	その他の職員		

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調 整 の 内 容			

		説 明 資 料		
	鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		調整方針の
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
議会事務局 局長、次長、係長、主席主査、主査、 主任、主事、主事補 教育委員会事務局 事務吏員及び技術吏員 主幹、課長、参事、所長、館長、課長 補佐、副館長、係長、主席主査、主査、 主任、教諭、主事、技師、栄養土、主 事補、技師補 その他職員 技能員、庁務員、校務員	議会事務局 事務局長、以下町長部局と同じ 教育委員会事務局 事務吏員及び技術吏員 町長部局と同じ その他職員 *4町共通	議会事務局 事務局長、事務局長補佐、係長、主任、主事 教育委員会事務局 事務吏員及び技術吏員 事務局長、事務局長補佐、係長、主任、主事 その他職員 作業員、技能員、校務員、調理員	議会事務局 教育委員会事務局 事務吏員及び技術吏員 その他職員 院長、科長医師、歯科医師、医師、薬 局長、薬局長補佐、主任技師、主任薬 剤師、主任栄養土、薬剤師、栄養士、 技師、栄養士(短大)看護婦長、看 護婦長補佐、主任、看護婦、准看護婦	

協議	事	項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調整	の内	容			

		説 明 資 料			
	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
【職員の職名】 農業委員会事務局 議会事務局の例による 選挙管理委員会事務局 議会事務局の例による 監査委員事務局 町長部局の例による	【職員の職名】 農業委員会事務局 主幹、事務局長、以下町長部局と同じ 選挙管理委員会事務局 書記長、書記次長、書記 監査委員事務局 書記長、書記	【職員の職名】 農業委員会事務局 事務局長、局長補佐、係長、主任、主事 選挙管理委員会事務局 書記長、書記 監査委員事務局 書記長、書記	【職員の職名】 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局		

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職務分類
調 整 の 内 容			

説 明 資 料				
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
【級別職務分類】 行政職 1級 定型的な業務を行う職務 2級 主事、技師、保健婦、保健師、保育士、栄養士、教諭の職務 3級 主任の職務 4級 主査の職務 5級 係長の職務、主席主査の職務 6級 室長、園長、所長、館長、次長、副館長、課長補佐の職務 7級 課長、局長、参事の職務 8級 主幹の職務	【級別職務分類】 行政職 1級 主事補 技師補 栄養士、看護師、保育士 2級 主事、技師、保健師、中級栄養士、中級看護師、中級保育士、歯科衛生士の職務及びこれに相当する職務 3級 主任の職務 5級 参事補、専門員の職務及びこれに相当する職務 5級 参事、課長補佐、局長補佐、室長補佐の職務、主席課長補佐、保育園長、主任専門検査員、次長、看護師長の職務で管理職の職務 7級 課長、所長、局長、事務長、主席参事、主席専門検査員の職務	れに相当する職務 4級 主任の職務及びこれらに相当する職務 5級 係長、園長補佐、主査の職務及びこれらに相当する職務 6級 課長補佐、局長補佐、室長補佐、園長、看護師長、係長参事、事務局次長、主席課長補佐の職務で管理職の職務 7級 課長、室長、事務局長、支所長の	 3級 主任その他これに相当する職務 4級 主査その他これに相当する職務 5級 主席主査その他これに相当する職務 6級 課長補佐及び主席課長補佐その他これに相当する職務 7級 課長、室長、支所長、事務長、事務局長、教育次長、公民館長の職務 8級 主管の職務 	

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職務分類
調整の内容			

		説 明 資 料		
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
		1級の主事補とは、定型的な業務を行う職務とする。2級、3級の相当する職務とは、技師、保健師、看護師、保育土及び管理栄養士の職務とは、主任保育士、主任看護師、主任技師及び主任管理栄養士の職務で、高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する職務とする。	(医一) 2級 歯科医師・医師の職務 3級 科長医師の職務 4級 院長の職務	

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調 整 の 内 容			

		説 明 資 料		_	
	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
【 給料表】 行政職 8級制 ・他の給料表の適用を受けない職員 単労職 1級制	【給料表】 行政職 8級制 ・他の給料表の適用を受けない職員 単純労務職 1級制 ・技能労務職員 医療職 ・医師、歯科医師に適用	【 給料表 】 行政職 8級制 ・他の給料表の適用を受けない職員 技能労務職 2級制 ・技能労務職員	【 絵料表】 行政職 8級制 ・他の給料表の適用を受けない職員 医療職(1) 4級制 ・病院に勤務する医師 医療職(2) 5級制 ・薬剤師、検査技師、診療放射線技師等 医療職(3) 5級制 ・看護師、準看護師 技能労務職 1級制 ・技能労務職員	給与等については、 職員の処遇及び給与の 適正化の観点から調整 し統一を図る。	
再任用給料表有り 技能労務職給料表 (国公行二給料表の混成) 【初任給】 行政職 大学卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給 その他 1級2号給	再任用給料表有り 技能労務職給料表 (国公行二給料表の混成) 【初任給】 行政職 大学卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給 その他 1級2号給	再任用給料表有り 技能労務職給料表 (国公行二給料表の混成) 【初任給】 行政職 大学卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給 その他 1級2号給	再任用給料表無し 技能労務職給料表 (国公行二給料表の混成) 【初任給】 行政職 大学卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給 その他 1級2号給 医療職(一) 博士課程終了 1級8号給 新大6卒 1級2号給		

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調整の内容			

	説 明 資 料				
	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
			医療職(二) 大卒 2級2号給 短大3卒 1級6号給 短大卒 1級4号給 高4卒 1級2号給 高卒 1級2号給 医療職(三) 大卒 2級4号給 短大3卒 2級3号給 短大2卒 2級2号給 推看護帚養成所卒 1級2号給		

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調整の内容			

説明資料				
	鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		調整方針の
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
【管理職手当】 支給月額 その者の給料月額の100分の10を超えない範囲内 支給額 主幹、課長、局長、参事 100分の10 室長、園長、所長、館長 100分の7 教育委員会、議会事務局、農業委員会 については、町長部局に準ずる	【管理職手当】 支給月額 同左 支給額 主幹、課長、所長、局長、事務長、 主席参事、主席専門検査員 100分の10 主席課長補佐、保育園長、主任専門検 査員、次長、看護師長、副園長、参事、 課長補佐、局長補佐、室長補佐 100分の8(1) 参事補、専門員の職務及びこれに相当 する職務 100分の6(運用なし) 1 参事、課長補佐、局長補佐、室長 補佐は運用なし。	参事 100分の8 主席補佐 100分の6	【管理職手当】 支給月額 その者の給料月額の100分の8を超えない範囲内 支給額 局長、主管、課長、室長、主席課長補佐、支所長、教育次長、公民館長、事務局長、院長、副院長、科長、事務長、薬局長、看護婦長 100分の6 人事担当補佐、予算担当補佐並びに心得 100分の4	

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調 整 の 内 容			

説明資料				
	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況			
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
【管理職員特別関係手当】 支給額 勤務一回につき、12,000円を超えない範囲 通常金額 8,000円 動務従事時間が6時間を超える場合 通常の金額×150/100	【管理職員特別関係手当】 支給額 勤務一回につき、12,000円を超えない範囲 通常金額 8,000円 7,000円 勤務従事時間が6時間を超える場合 通常の金額×150/100	【管理職員特別 <u>僅</u> 勝手当】 支給額	【管理職員特別運務手当】 支給額 勤務一回につき、8,000円を超えない範囲 通常金額 8,000円	

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調整の内容			

	説明資料				
	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
【通斯手当】 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,000円 35km以上40km未満 20,900円	同左	【通斯手当】 2km以上4km未満 2,600 円 4km以上6km未満 3,900 円 6km以上8km未満 5,200 円 8km以上10km未満 6,500 円 10km以上12km未満 7,800 円 12km以上14km未満 9,100 円 14km以上16km未満 10,400 円 16km以上18km未満 11,700 円 18km以上20km未満 13,000 円 20km以上22km未満 14,300 円 22km以上24km未満 15,600 円 24km以上26km未満 16,900 円 26km以上28km未満 18,200 円 28km以上30km未満 19,500 円 30km以上 20,900 円	【通斯手当】 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,000円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上		

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調 整 の 内 容			

	説 明 資 料				
	鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		調整方針の	
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
【特殊接別等当】 防疫等作業に従事する職員 町税賦課徴収事務に従事する職員 道路維持作業用特殊自動車の運転に従事する職員 年金事務に従事する職員 ボイラー作業に従事する職員	【特殊が勝手当】 町税事務に従事する職員の手当 合川町国民健康保険診療所に勤務する 職員の手当 防疫等作業に従事する職員の手当 運転手が運転業務に従事した場合の手 当 ボイラー取扱作業に従事する職員の手 当 合川町長期山村留学センターの業務に 従事した場合の手当	【特殊が発手当】 税務・税収納・国保税職業担当職員 保健業務に従事する保健師 保健業務については現在支給して いない。	【特殊が所手当】 町税事務に従事する職員の特殊が手当 防疫等作業に従事する職員の特殊が務手当 出納事務に従事する職員の特殊が所手当 保健業務に従事する職員の特殊が所手当 阿仁町立病院に勤務する職員の特殊が 務手当		

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調 整 の 内 容			

		説 明 資 料		
	鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		調整方針の
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
【期末・勤勉手当】 ・基礎動叩算割合 職務の級8級及び7級の職員 100分の15 職務の級6級の職員 100分の10 職務の級5級及び4級の職員 100分の5	【期末・勤勉手当】 ・基礎額加算割合 職務の級6級、7級及び8級の職員 100分の15 職務の級5級の職員 100分の10 職務の級4級の職員 100分の5	【期末・勤勉手当】 ・基礎的印算割合 職務の級8級及び7級の職員 100分の15 職務の級6級の職員 100分の10 職務の級5級及び4級の職員 100分の5	【期末・勤勉手当】 ・基礎額加算割合 職務の級 行(一)6、7、8級及び 医療職給(一)3、4級の職員 100分の15 職務の級行(一)5級及び 医療職給(二)5級並びに 医療職給(三)4、5級の職員 100分の10 職務の級行(一)4級・行(二)4、5級及び医療職給(二)3、4級・医療職給(三)3級又は経験15年以上の医療職給(二)2級該当者、医療職給(三)2級該当者の職員 100分の5	

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調 整 の 内 容			

		説 明 資 料		
	鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		調整方針の
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
 【時間外漸勝手当】 ・ 勤務日 1 時間あたり給与額×125/100 ・ 週休日 1 時間あたり給与額×135/100 勤務日及び週休日ともに、勤務が午後10時~午前5時の場合、25/100を加算 	同左	同左	同左	
【休日勤務手当】 1 時間あたり給与額×135/100 勤務が午後 10 時~午前 5 時の場合、	【休日勤務手当】 同左	【休日勤務手当】 同左	【休日勤務手当】 同左	
25/100 を加算 【夜間難勝手当】 無	無	無	【夜間達娇 手 当】 無	

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調整の内容			

		説 明 資 料		
	鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		調整方針の
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
無	【宿日直手当】 ・医師又は歯科医師の宿日直業務 1回 20,000円 ・前号に掲げる者以外の宿日直業務 1回 5,900円 ・特殊な業務を主として行う宿日直業務 1回 4,200円 ただし、勤務納売間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額とする。	月15日以内 10,500円	【宿日直手当】 ・医師又は歯科医師の宿日直業務 1回 20,000円 ・看護婦長等の当直業務 1回 5,900円 ・前号に掲げる者以外の宿日直業務 1回 4,200円 ・常直的な宿日直業務 月15日以上 21,000円 月15日以内 10,500円	
【住居手当】 ・持家	【住居手当】 ・持家	【住居手当】 ・持家	【住居手当】 · 持家	

協議事項	一般職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与等
調 整 の 内 容			

		説 明 資 料		
	鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		調整方針の
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
・配偶者 14,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある場合の扶養1人目 6,500 円 ・1人につき(2人目まで) 6,000 円 ・その他(3人目以降の扶養) 5,000 円 ・配偶者のいない1人目 11,000 円 ・特定期間(15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)加算 5,000 円	同左	【扶養手当】 同左	【扶養手当】 同左	
【退職手当】 (秋田県市町村職員の退職手当に関する 条例)国家公務員等退職手当の準用	【退職手当】 同左	【退職手当】 同左	【退職手当】 同左	
【その他諸手当】 ・初任給調整手当 無 ・調整手当 無 ・単身赴任手当 無 ・特地難が務手当 無 ・へき地手当 無 ・寒冷地手当 有	【その他諸手当】 ・初任給調整手当 有 ・調整手当 有 ・単身赴任手当 有 ・特地難務手当 無 ・へき地手当 無 ・寒冷地手当 有	・【その他諸手当】 ・初任給調整手当 無 ・調整手当 無 ・単身赴任手当 有 ・特地動務手当 無 ・へき地手当 無 ・寒冷地手当 有	【その他諸手当】 ・初任給調整手当 有 ・調整手当 有 ・単身赴任手当 有 ・特地動務手当 無 ・へき地手当 無 ・寒冷地手当 有	

説明資料

内 容

一般職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
- 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の 職で闘寺又は非常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(任用の根本基準)

第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。 (任命の方法)

第17条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

(第2項以下省略)

(分限及び懲戒の基準)

- 第27条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意 に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

説明資料

内 容

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休暇等)

- 第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
 - 一 勤務成績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。
- 4 職員は、第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(職員の身分取扱い)

- 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように 措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

説明資料		
		内容
	あきる野市	2 市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。
先進事	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。給与については、合併時に調整し統一を図る。給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。
例	西東京市	2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。
	さいたま市	一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇 及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

説明	説明資料				
		内容			
	協議会名	調整内容			
秋田県内の合併協議会の事例	仁賀保・金浦・象潟町合併協議会 (にかほ市)	一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保障する。	確認		
	本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。	確認		
	千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、合併後に給料の格差の調整を行う。	確認		

説明	資料		
		内容	
	協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
	大曲仙北合併協議会 (大仙市)	8 市町村の一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員モデルや類似団体の定員を参考に、定員適正化計画を策定し、定員の適正化に 努めるものとする。 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の観点から、調整し、統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し、統一を図る。	確認
秋田県内の合併協議会の事例	田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村の一般職の職員は、すべて新自治体の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新自治体において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。	
広協議会の事例	湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	4 市町村一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。	確認
	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会(潟上市)	一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名・職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る。	確認

説明			
		内容	
	協議会名	調整内容	
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	河辺町およびは新町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協 議して定める。	確認
秋田県内の合併協議会の事例	横手平鹿合併協議会	 1.6市町村の一般職の職員は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2.職員数については、新市において定員モデルや類似団体の定員を参考にして定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3.職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 4.給与等については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。 	確認
	五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。 職員の任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新町において統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、新町発足後速やかに統一を図る。	確認
	大館市・田代町合併協議会		